

平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

1 趣旨

公的年金や児童扶養手当等の額は、実質価値の維持という観点から、総務省において作成する全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）の変動に応じて、翌年4月から改定される仕組みをとっている（完全自動物価スライド制）。

平成14年度の年金額等については、平成13年平均の物価指数が基準となる平成10年平均の物価指数を1.7%下回ったため、特段の措置を講じなければ、法律の規定に従って、自動的に1.7%の減額改定を行うこととなる。

しかしながら、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度の特例として、年金額等の改定措置を講じないものとする。

2 法律の概要

- (1)平成14年度の特例として、3に掲げる制度を対象に、平成14年4月から15年3月までの月分の年金額等について、平成10年平均の物価指数に対する平成13年平均の物価指数の比率を基準とした改定措置を講じない。
- (2)今回の特例措置を講じることにより財政に与える影響を考慮し、次期財政再計算までに、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

3 対象となる制度

- ・国民年金制度
- ・厚生年金制度
- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
- ・原子爆弾被爆者に対する医療特別手当
- ・国家公務員共済組合
- ・地方公務員共済組合
- ・私立学校教職員共済制度
- ・農林漁業団体職員共済組合

4 施行期日

平成14年4月1日

照会先：年金局年金課（内線3337）